令和３年度後期　学部生の授業料等免除　申請資格確認票

学生番号：＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

学部生（留学生を除く）は、高等教育の修学支援制度（新制度）の申請要件を満たさない場合、または新制度の申請手続き（給付奨学金に関する手続きを含む）を行う場合は、本学独自制度（従来制度）の授業料免除に申請することができます。

なお、新制度の申請要件を満たす場合は、新制度を申請せず、従来制度のみを申請することは認められません。

入学料徴収猶予のみを申請する場合は、この確認票の提出は不要です。

該当する項目の（　）に○をつけてください。

１．従来制度の入学料・授業料免除申請について

●在学生

（　　）新制度の授業料免除申請（授業料等減免継続願の WEB 入力）を行った上で、従来制度を申請する。

（　　）新制度の授業料免除を新たに申請した上で、従来制度を申請する。

（　　）従来制度のみを申請する。（→２へ）

●新入生（令和３年１０月に入学した者）

（　　）新制度を申請した上で、従来制度にも申請する。

（　　）従来制度のみを申請する。（→２へ）

２．新制度の申請要件に関して、以下のうち該当する項目に○をつけてください。該当する項目がない場合も３へ進んでください。

①国籍について

（　　）外国籍ではない。外国籍の場合は、在留資格が特別永住者・永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者である。

②大学進学までの年数について

（　　）高校卒業後、２年以内に本学に入学した。

（　　）高専・短大・専修学校を卒業し、１年以内に本学に編入学した。

（　　）高校卒業程度試験を合格して本学に入学した者で、給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する資格」に該当する。

（　　）外国の学校教育における 12 年の課程を修了した者等で給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する資格」に該当する。

③収入について

（　　）日本学生支援機構のホームページにある「進学シミュレーター」により、本人及び生計維持者（父母）の収入額で試算したところ、「満額の支援」「満額の２／３の支援」又は「満額の１／３の支援」と表示される。

④資産について

（　　）生計維持者（父母等）の資産（預貯金及び有価証券）の金額が 2,000 万円（父母が１名の場合は 1,250 万円）を超えない。

⑤学業成績について（２年生以上）

（　　）４月時点で２年生以上である者は、修得した単位数が標準単位数（※）より多い。

※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数（休学期間を除く）

⑥修業年限について

（　　）休学期間を除き、修業年限以内に卒業が可能である。（成績不振により留年となったことがない）

⑦国費による支援について

（　　）教育訓練支援給付金等の本人に対する支援や高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）による支援を受けていない。

３．２のチェック結果

（　　）上記の２の①～⑦のすべてに該当する項目がある（②は４つのうち該当する項目がある。１年生は⑤を除く）

→新制度の申請要件を満たす可能性がありますので、新制度を申請した上で、従来制度を申請してください。

（　　）上記の２の①～⑦のうち、該当しない項目がある（②は４つとも該当しない）

→新制度の申請要件を満たさない可能性がありますので、従来制度を申請することができます。

②の大学進学までの年数に該当しない場合は、高校・高専等の卒業年月等を記入してください。

高校・高専等の卒業年月（又は高校卒業程度試験の合格年月）：　　年　　月